

第2章 南城市の概況

2-1. 市政概況

(1)位置・気候

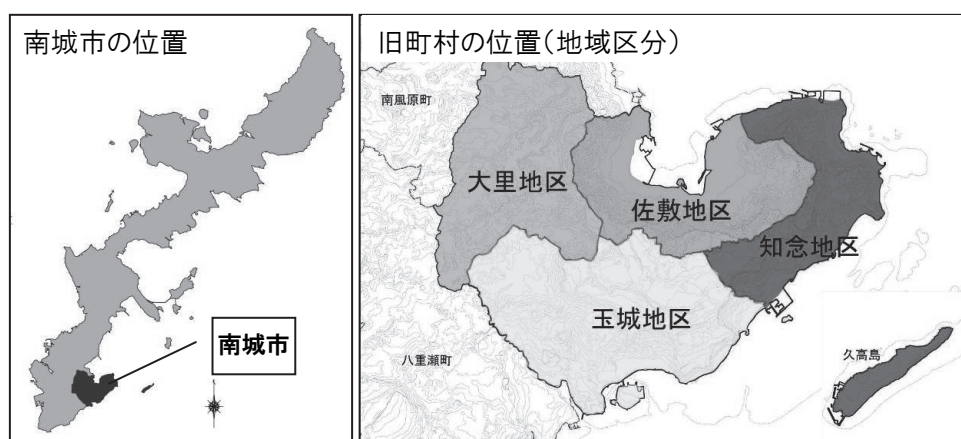
南城市は平成18年1月1日に1町3村（佐敷町・知念村・玉城村・大里村）の合併により誕生した新しい市である。沖縄本島南部の東海岸、県都那覇市から南東へ約12kmに位置し、静穏な中城湾と太平洋に面している。東西18km、南北8kmの広がりを持ち、面積は49.70km²を持つ市域は本島南部において最も大きな規模を持ち、北は与那原町、西は南風原町、八重瀬町にそれぞれ接している。西側を除く三方が海岸線に接し、東部の海岸側は比較的平地が多く、海岸線に沿って集落が形成され、南部の海岸側は、台地上の地形に集落が形成されている。

東部及び南部の海岸部の後方から西部地域にかけては、なだらかな傾斜地の中に耕地が点在している部分と比較的急峻な岩石の断崖となって連なっている部分があり、それらの頂上は比較的広い台地で、ゴルフ場などの施設があるほか、原野、耕地が広がっている。頂上から北部にかけては、豊かな緑に被われた丘陵地が海岸部にかけて広がっており、南城市の特徴的な地域景観を形成している。北部の丘陵地から海岸部及び西部にかけては比較的平坦な地形が広がり、市街地や集落が形成されている。離島である久高島は、隆起サンゴ礁で平坦な地形をなし、島の南西端に集落がある。山林・湧水・河川・海など自然資源が豊富であり、また優良農地が広がり、自然的土地利用の色合いが強い地域といえる。

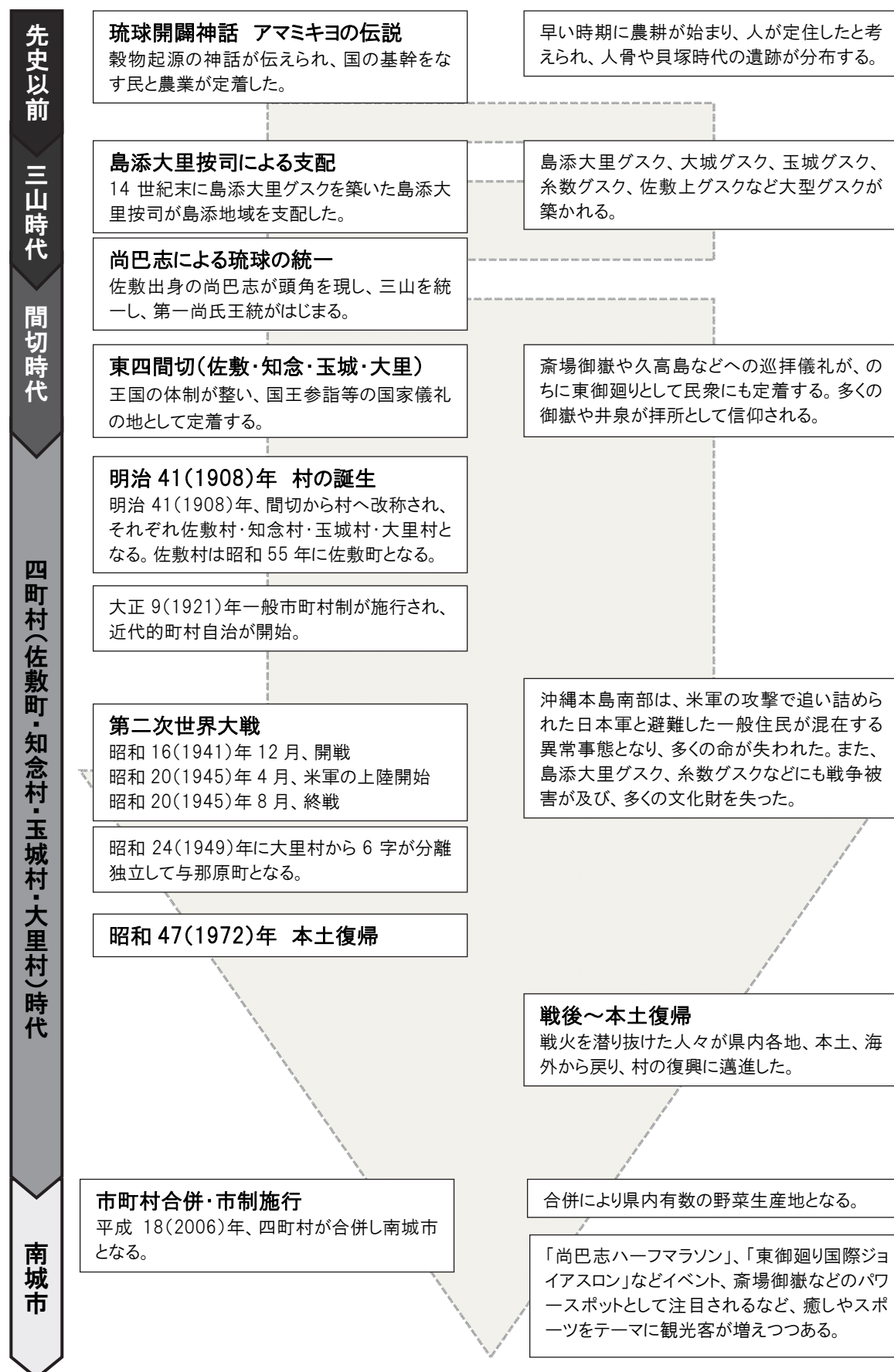
南城市の気候は、黒潮の影響を強く受ける亜熱帯海洋性気候であり、高温・多湿で年間降水量が多くなっている。熱帯性及び温帯性植物が多く生育する環境となっている。

位置と面積

	地点	北緯	東経	面積
東端	久高島北東ウガン岩	26度10分57秒	127度55分41秒	49.70km ²
西端	大里字稻嶺	26度10分06秒	127度43分46秒	
南端	玉城字志堅原	26度07分34秒	127度45分51秒	
北端	大里字古堅	26度11分55秒	127度44分47秒	



(2)市のなりたち・特色



(3)人口・世帯数等

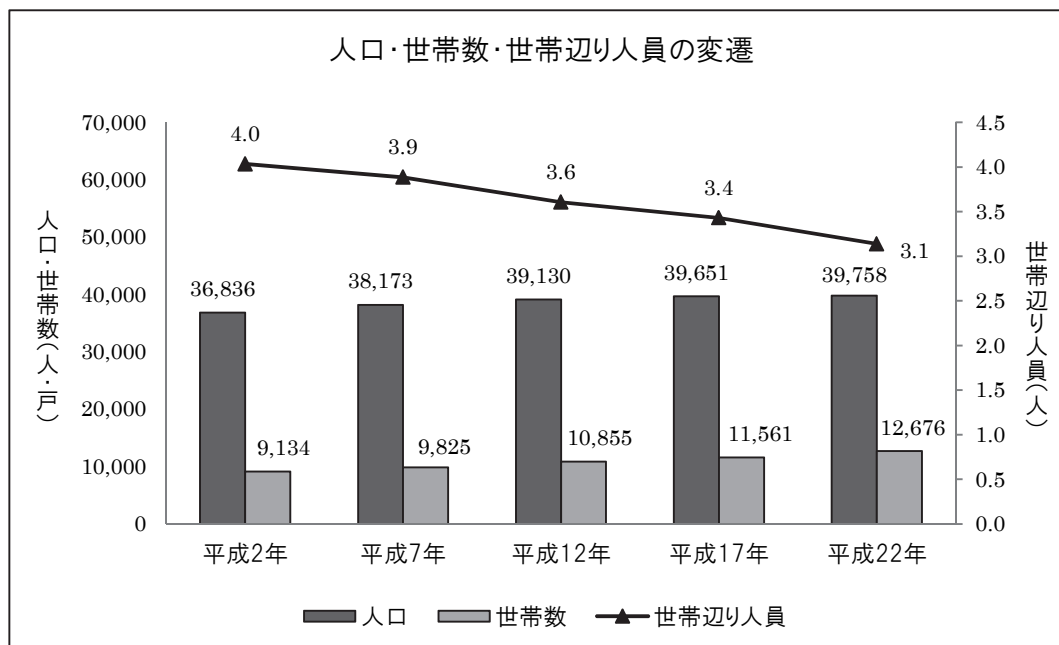
南城市（旧町村）の人口は昭和50年以降徐々に増加し、平成17年度には39,651人、平成22年度には39,753人と緩やかに増加している。

世帯数についても順次増加しており、平成17年度には11,561世帯、平成22年度には12,676世帯である。世帯数は増加しているが世帯辺り人員は、平成2年度の4.0人に対して平成22年度で3.1人となっており、単独・核家族化の影響を受けているとみられる。年齢別人口の割合をみると、南城市においても少子高齢化の傾向がみられ、平成22年度で年少人口が16.2%、老年人口は21.2%となっている。

平成26（2014）年2月末の人口は、41,752人（男：21,074人、女：20,678人）で、世帯数は15,335戸となっている。

人口・世帯数の変遷

			平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
	総人口	人数(人)	36,836	38,173	39,130	39,651	39,758
	男	人数(人)	18,357	19,049	19,605	19,956	20,070
	女	人数(人)	18,479	19,124	19,525	19,695	19,688
年 齢 別 人 口	年少人口 (0～14歳)	人数(人)	8,981	8,328	7,500	6,709	6,459
		割合(%)	24.4	21.8	19.2	16.9	16.2
	生産年齢人口 (15～64歳)	人数(人)	23,427	24,431	25,278	25,316	24,879
		割合(%)	63.6	64.0	64.6	63.8	62.6
	老年人口 (65歳～)	人数(人)	4,426	5,414	6,343	7,626	8,415
		割合(%)	12.0	14.2	16.2	19.2	21.2
世帯数		(戸)	9,134	9,825	10,855	11,561	12,676
世帯辺り人員		(人)	4.0	3.9	3.6	3.4	3.1



国勢調査より

(4)産業

南城市の平成22（2010）年度における産業別就業人口をみると、第一次産業が11.3%、第二次産業が17.7%、第三次産業が68.9%となっており、第三次産業が主要産業となっている。平成12年からの経年変化をみると、第一次産業・第二次産業の就業者数およびその割合が近年減少傾向にあるのに対し、第三次産業は就業者数・割合ともに増加している。業種別にみると、卸売・小売業が全事業所の14.9%を占め最も多く、次いで医療・福祉が14.2%、建設業が10.9%となっている。

南城市では農業が基幹産業となっており、主要野菜出荷量で県内トップ5に入った品目は8品目にも及び、特にサヤインゲンとオクラは県内出荷1位である。漁業は沿岸漁業が主体となっており、近年はモズクの養殖が盛んである。特産品には、伝統菓子や健康食品、海産物、工芸品などがあり、ウコンやノニなどの沖縄の薬草を加工した健康食品の産地として知られている。

美しい海岸景観や貴重なさんご礁の海を持つ臨海地域にはビーチが点在し、斎場御嶽や久高島、玉泉洞などの地域資源や、眺望に優れたカフェも多く、観光資源にも恵まれている。

産業別就業者数の変遷

	南城市						沖縄県	
	平成12年	構成比	平成17年	構成比	平成22年	構成比	平成22年	構成比
総数	17,014	100.0	17,180	100.0	17,225	100.0	578,638	100.0
第一次産業	2,051	12.1	2,131	12.4	1,942	11.3	28,713	5.4
農業	1,872	11.0	1,945	11.3	1,768	10.3	25,981	4.5
林業	0	0.0	2	0.0	-	-	-	-
漁業	179	1.1	184	1.1	174	1.0	2,732	0.5
第二次産業	3,663	21.5	3,315	19.3	3,042	17.7	81,142	15.4
鉱業	24	0.1	5	0.03	8	0.05	246	0.0
建設業	2,389	14.0	2,078	12.1	1,878	10.9	53,090	9.2
製造業	1,250	7.3	1,232	7.2	1,156	6.7	27,806	4.8
第三次産業	11,271	66.2	11,634	67.7	11,860	68.9	418,321	79.2
電気・ガス・水道業	98	0.6	100	0.6	73	0.4	3,009	0.5
運輸・通信業	1,179	6.9	-	-	1,085	6.3	28,148	4.9
情報通信業	-	-	259	1.5	261	1.5	11,490	2.0
運輸業	-	-	985	5.7	-	-	-	-
卸売・小売業・飲食業	3,431	20.2	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業	-	-	2,805	16.3	2,570	14.9	86,419	14.9
金融・保険業	253	1.5	219	1.3	240	1.4	11,215	1.9
不動産業	68	0.4	86	0.5	191	1.1	10,843	1.9
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	410	2.4	15,915	2.8
飲食店・宿泊業	-	-	906	5.3	989	5.7	46,797	8.1
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	670	3.9	23,517	4.1
医療・福祉	-	-	2,031	11.8	2,439	14.2	70,223	12.1
教育・学習支援業	-	-	721	4.2	746	4.3	29,884	5.2
複合サービス事業	-	-	239	1.4	177	1.0	3,831	0.7
サービス業	5,148	30.3	2,261	13.2	1,118	6.5	45,570	7.9
公務	1,094	6.4	1,022	5.9	891	5.2	31,370	5.4
分類不能	29	0.2	100	0.6	381	2.2	50,462	8.7

国勢調査より

※平成17年度から、国勢調査の職業分類に変更がある。

（平成22年度の「農業」は「林業」を含む、「卸売、小売業、飲食業」、「運輸業」の分類なし）

(5)土地利用

南城市の土地利用は田・畑が最も多く2,300ha（31.4%）、次いで山林1,978ha(26.9%)となっており、自然的な土地利用が市域の7割を占めている。都市的土地利用の状況をみると、住宅用地が多く719ha（9.8%）、次いで道路用地659ha（9.0%）、公共用地133ha（1.8%）となっている。

南城市では、平成22年8月に那覇広域都市計画区域から離脱し、南城市単独の都市計画区域制度をスタートさせたばかりである。その特徴としては、①久高島及び奥武島を除く市全域が都市計画区域に含まれるということ、②市街化調整区域を廃止し、市街地を除く全域（約4,709ha）で「特定用途制限地域」を指定し、住環境に悪影響を及ぼす建築物（性風俗施設など）を規制すること、③ハンタ緑地や、歴史・文化遺産周辺などで風致地区（約1,100ha）として指定し、新築等の際、周辺の自然景観と調和する仕様（高さ抑制など）を義務付けることなどが位置付けられている。この都市計画区域制度等に加え、景観まちづくり計画が平成24年3月に策定され、景観法にもとづくまちづくりの推進も図られる。

土地利用現況

	行政区域		都市計画区域		用途地域		合計	
	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)
田	51,000	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	51,000	0.1%
畑	15,143,800	30.5%	7,757,200	33.8%	56,500	6.9%	22,957,500	31.3%
山林	13,777,000	27.7%	5,997,600	26.2%	8,000	1.0%	19,782,600	26.9%
水面	519,200	1.0%	199,400	0.9%	12,900	1.6%	731,500	1.0%
その他自然地	5,648,300	11.4%	2,260,200	9.9%	68,200	8.3%	7,976,700	10.9%
自然的土地利用 小計	35,139,300	70.7%	16,214,400	70.7%	145,600	17.7%	51,499,300	70.1%
住宅用地	4,476,000	9.0%	2,366,900	10.3%	346,100	42.2%	7,189,000	9.8%
商業用地	675,900	1.4%	326,300	1.4%	48,900	6.0%	1,051,100	1.4%
工業用地	399,300	0.8%	267,600	1.2%	23,600	2.9%	690,500	0.9%
公共用地	906,100	1.8%	405,900	1.8%	21,400	2.6%	1,333,400	1.8%
道路用地	4,389,200	8.8%	2,068,800	9.0%	138,200	16.8%	6,596,200	9.0%
交通施設用地	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
公共空地	487,900	1.0%	219,500	1.0%	50,900	6.2%	758,300	1.0%
その他の公共施設用地	250,400	0.5%	71,200	0.3%	0	0.0%	321,600	0.4%
その他空地	2,975,900	6.0%	979,400	4.3%	46,300	5.6%	4,001,600	5.4%
都市的土地利用 小計	14,560,700	29.3%	6,705,600	29.3%	675,400	82.3%	21,941,700	29.9%
合計	49,700,000	100.0%	22,920,000	100.0%	821,000	100.0%	73,441,000	100.0%

「南城市都市計画マスタープラン」(平成21年11月)より

(6)交通

南城市における道路は、国道、県道および市道によって構成されている。そのうち広域的な幹線道路である国道331号が、佐敷地区から玉城地区までの海岸側に市全体を取り囲むように整備されている。

県道においては、地域高規格道路南部東道路が、南風原町山川から南城市玉城垣花間を結ぶ約8.3kmが整備区間に指定されている。これは南城市から南風原町を経由して那覇空港自動車道と連結することにより、那覇市との30分圏の確立を図り、地域住民への都市型サービスの提供や行動圏の拡大を図ることが期待されている。また、玉城那覇自転車道線は、玉城前川から那覇市首里にいたる実延長25kmの自転車専用道路であり、平成25年度までの事業期間となっている。

市道については、集落内道路や集落間道路が主である。

市内道路状況

道路種別	路線数	実延長(m)						
国道	1	20,831						
県道	7	36,368						
道路種別	路線数	実延長(m)	改良		舗装		橋梁	
			延長(m)	率(%)	延長(m)	率(%)	延長(m)	率(%)
市道	836	317,532	145,331	45.8%	267,346	84.2%	79	583

南城市市勢要覧(平成20年度道路施設現況調査)

※国道・県道は南城市区間

(7)公園・緑地

南城市で供用している都市公園は、旧佐敷町9箇所、旧大里村の2箇所である。農村公園については南城市全体で31箇所、その他公園は10箇所となっており、合計52箇所、面積は54.65ha。の公園が整備されている。人口ひとり当たりの公園面積は13.8㎡/人である。

南城市の公園整備状況

	旧佐敷町		旧大里村		旧知念村		旧玉城村	
	公園名	割合	公園名	割合	公園名	割合	公園名	割合
都市公園	津波古児童公園	0.36	大里城址公園	19.5				
	馬天児童公園	0.44	大里内原公園					
	新開公園	0.64						
	新開都市緑地	0.2						
	新開児童公園	0.41						
	富祖崎緑地	0.26						
	富祖崎公園	6.6						
	屋比久児童公園	0.47						
	つきしろ児童公園	0.51						
	計	9.89	計	24.1				
農村公園	小谷農村公園	0.2	平良農村公園	0.02	具志堅農村公園	0.2	垣花農村公園	0.1
	新里農村公園	0.07	嶺井農村公園	0.03	吉富農村公園	0.1	仲村渠農村公園	0.1
	佐敷農村公園	0.04	古堅農村公園	0.1	知名農村公園	0.1	志堅原農村公園	0.2
	手登根農村公園	0.4	稲嶺農村公園	0.3	志喜屋農村公園	0.2	堀川農村公園	0.7
	伊原農村公園	0.4	目取間農村公園	0.3	久高農村公園	0.5	糸数農村公園	0.2
	外間農村広場	0.05	古堅農村公園	0.2			愛知農村公園	0.2
			仲程農村公園	0.3			玉城農村公園	0.06
			当間農村公園	0.3			愛知農村公園	0.03
			南風原農村公園	0.3			糸数農村公園	0.3
			湧稲国農村公園	0.2			史跡公園	1.4
	計	1.08	計	2.06	計	1.06	計	3.14
その他の公園					カンチャ公園	0.2	上原公園	0.7
					知念児童公園	0.2	グスクロード公園	3.8
					知念岬公園	0.6	奥武漁港運動広場	2
					久高緑地公園(うちぐあー広場)	1.2	奥武漁港緑地広場	0.4
					志喜屋漁協多目的広場	2.7		
					志喜屋漁港環境施設(緑地)	1.4		
					計	6.35	計	6.97
合計	15ヶ所	10.97	12ヶ所	26.16	11ヶ所	7.41	14ヶ所	10.11
1人当たりの公園面積(㎡/人)		9.6		22.5		12.3		9.6

「南城市都市計画マスタープラン策定に係る基礎調査」(平成19年3月)

(8)公共施設

①学校

南城市には小学校9校（馬天、佐敷、知念、久高、百名、玉城、船越、大里北、大里南）、中学校5校（佐敷、知念、久高、玉城、大里）がある。各小学校には隣接して幼稚園が併設されている。児童（小学校）・生徒数（中学校）の推移については、平成18年は児童数合計2,895人、生徒数合計1,629人に対し、平成22年は児童数合計2,749人、生徒数合計1,429人となっており、児童・生徒数ともに減少している状況にある。

また、南城市内には県立高等学校は設置されていない。

小・中学校の児童・生徒数

学校名	平成18年			平成22年			敷地面積 (㎡)
	男	女	計	男	女	計	
馬天小学校	237	210	447	175	174	349	25,554
佐敷小学校	238	188	426	206	187	393	26,143
知念小学校	186	156	342	140	139	279	18,893
久高小学校	16	11	27	10	7	17	中学校敷地
百名小学校	101	122	223	102	108	210	
玉城小学校	140	143	283	134	162	296	
船越小学校	129	140	269	147	142	289	
大里北小学校	88	79	167	74	76	150	
大里南小学校	381	330	711	402	364	766	16,958
小学校 合計	1,516	1,379	2,895	1,390	1,359	2,749	146,515
佐敷中学校	259	242	501	229	192	421	23,941
知念中学校	110	83	193	84	74	158	29,612
久高中学校	8	11	19	12	12	24	2,614
玉城中学校	203	191	394	179	204	383	22,281
大里中学校	272	250	522	242	201	443	26,606
中学校 合計	852	777	1,629	746	683	1,429	105,054

南城市市勢要覧

②市内主要施設

南城市では、本庁舎の玉城庁舎をはじめ、合併前の旧町村の庁舎を継続的に使用している。

文化施設としては、シュガーホール（南城市文化センター）が音楽を中心とした舞台芸術ホールである。観光施設としては、がんじゅう駅・なんじょう（体験滞在交流センター）、緑の館・セーファ（南城市歴史学習体験施設）、海の館・イノー（南城市海洋体験施設）がある。

スポーツ施設としては、南城市さしきスポ・レクセンターをはじめ、球場、体育センター、陸上競技場などが市民に開放されている。

2-2. 市の行政計画の整理

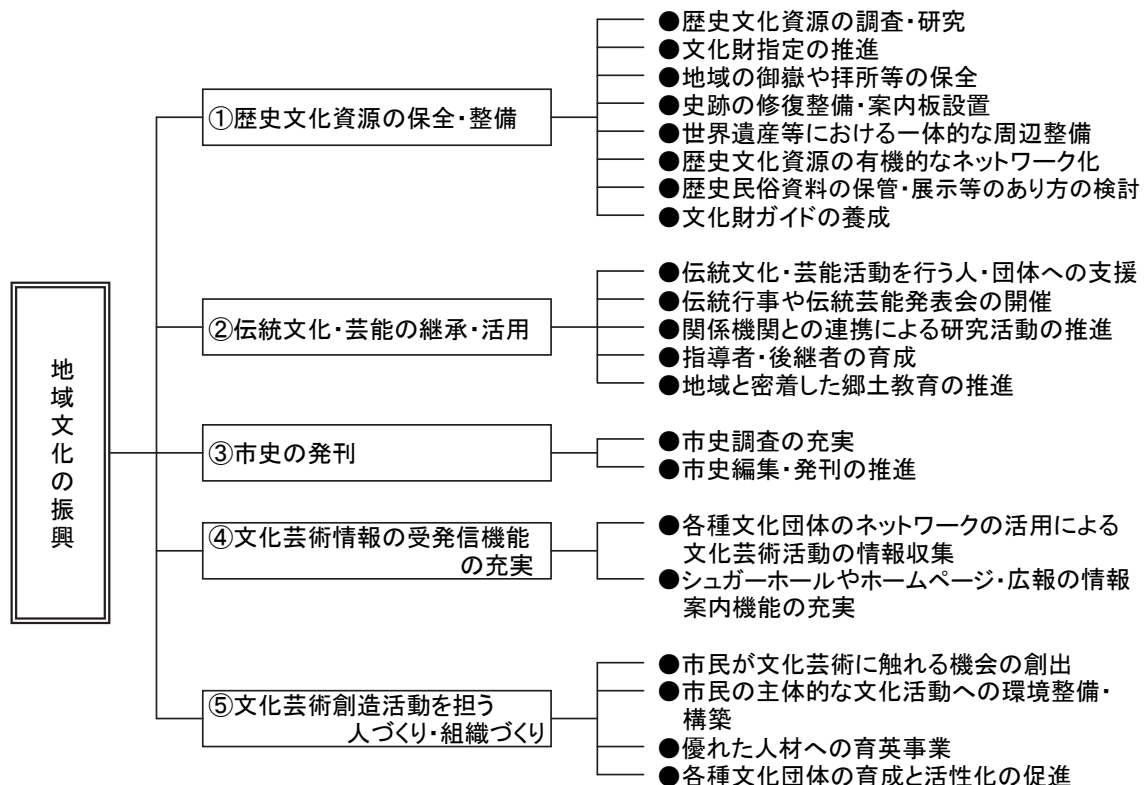
(1)第1次南城市総合計画(平成20年3月)

南城市のまちづくりの根幹をなす「第1次南城市総合計画」では、基本構想において市の将来像を「海と緑と光あふれる南城市」とし、さらに7つの基本方針を設定している。

基本計画においては、7つの基本方針のうち「(2)心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり」において、地域文化の振興として、①歴史文化資源の保全・整備、②伝統文化・芸能の継承・活用、③市史の発刊、④文化芸術情報の発信機能の充実、⑤文化芸術創作活動を担う人づくり・組織づくりを施策の方向性としている。

南城市総合計画 基本構想(平成 20～29 年)	
市の将来像	海と緑と光あふれる南城市 自然の恵みである「海」と「緑」と 太陽・歴史資産・地域活力の「光」が一体となって発展する都市
まちづくりの目標	(1)地域に根ざした活力ある産業のまちづくり (2)心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり (3)温もりあふれる福寿(健康・福祉)のまちづくり (4)市民と相互理解を深める交流のまちづくり (5)安全で安心、快適な暮らしを支える住みよいまちづくり (6)人の和が支える市民主役の協働のまちづくり (7)市民の心で世界へつなぐまちづくり

基本計画における「(2)心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり」の施策

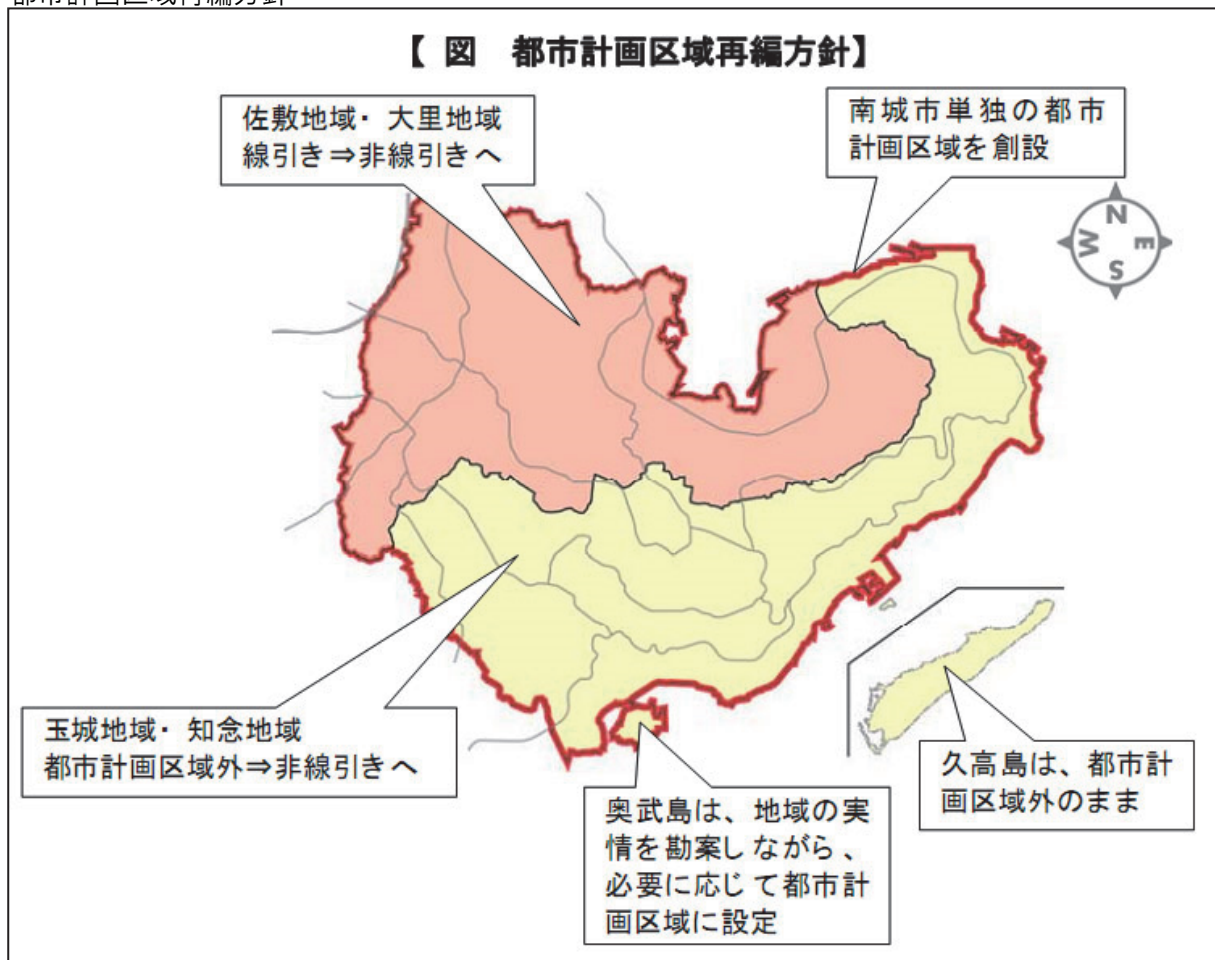


(2)南城市都市マスタープラン(平成21年11月)

本計画は南城市における20年後を見据えた都市計画の基本方針、将来ビジョンとして策定されたものである。南城市はこれまで、那覇広域都市計画区域に属す地域（佐敷地域・大里地域）と都市計画区域外の地域（玉城地域・知念地域）が市内に混在しており、土地利用の規制が異なる状況にあった。そこで、市域の一体的な土地利用を図るという主旨から、那覇広域都市計画区域から離脱し、南城市単独の非線引きの都市計画区域として見直しが図られ、平成22年8月より新たな都市計画区域制度がスタートしている。

新しい都市計画区域の下では、都市計画法に基づく土地利用の規制・誘導について、市街化区域・市街化調整区域による区域区分（線引き）を適用しないことになる。非線引き都市計画区域は、土地利用に関する規制が市街化区域より緩やかであり、したがって開発許可の規制も緩やかになる。例えば、非線引き都市計画区域にも開発許可制度が適用されるが、許可を受けるべき開発の面積は3,000㎡以上であり、市街化区域の1,000㎡以上に比べると緩やかである。

都市計画区域再編方針



新たに導入される制度としては、「特定用途制限地域」及び「風致地区」制度の導入が位置づけられている。「特定用途制限地域」とは、建ててほしくない建物用途を設定し、これを規制する制度であり、市街地を除く全域で、市街化調整区域に代わる特定用途制限地域を指定することが可能となる。市内では地域の特性に応じて特定用途制限地域を5つのゾーンに分け、建物用途を設定している。

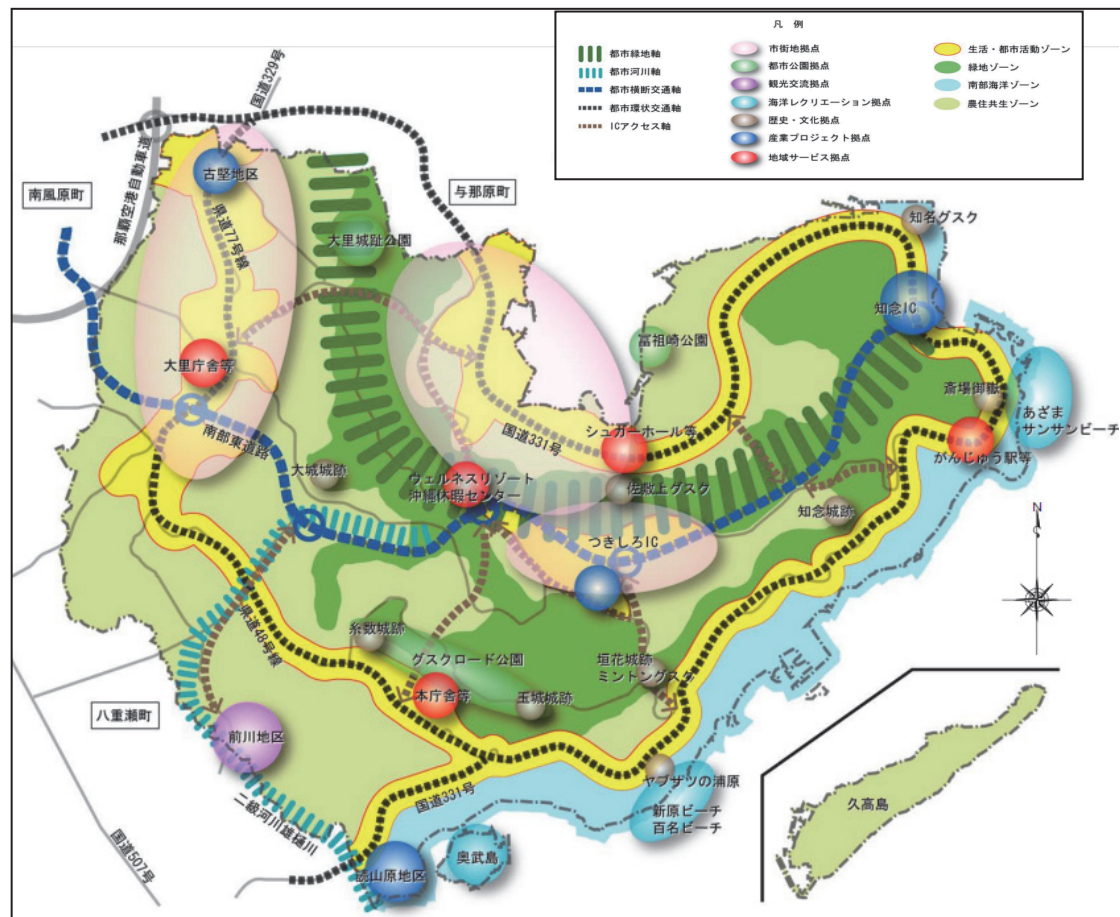
特定用途制限地域のゾーン区分

ゾーン名称	指定を予定する場所	相対的な規制強度
産業環境地区	既存工業集積地	緩い ↑ ↓ 厳しい
幹線道路沿道地区 市街地型	将来市街地内の幹線道路沿道	
幹線道路沿道地区 農村型	将来市街地外の幹線道路沿道	
リゾート環境地区	拠点的な観光地周辺	
居住環境保全地区	上記以外の地域	

「風致地区」とは、住宅の新築などの際に周辺の自然景観と調和する仕様（高さ抑制等）を義務づける制度であり、本都市マスでは、森林に覆われたハンタ緑地や丘陵地、重要な歴史文化遺産が分布する地域及びその周辺部の約1,100haについて1種と4種を指定している。1種の建物規制は高さ8m以下、建ぺい率20%以下、緑地率50%以上であり、4種は高さ10m以下、建ぺい率40%以下、緑地率20%以上となっている。つまり、風致地区を指定することによってこれまでより建物を建てにくい状況とし、景観や緑地の保全を図りやすくする狙いである。

以上のような現行法令を土台としながらも、景観法の活用やまちづくり条例の制定などそれを補完する法制度の導入を適宜検討しながら、南城市らしい土地利用の規制・誘導を図っていく予定である。

将来都市構造



(3)南城市景観まちづくり計画(平成24年3月)

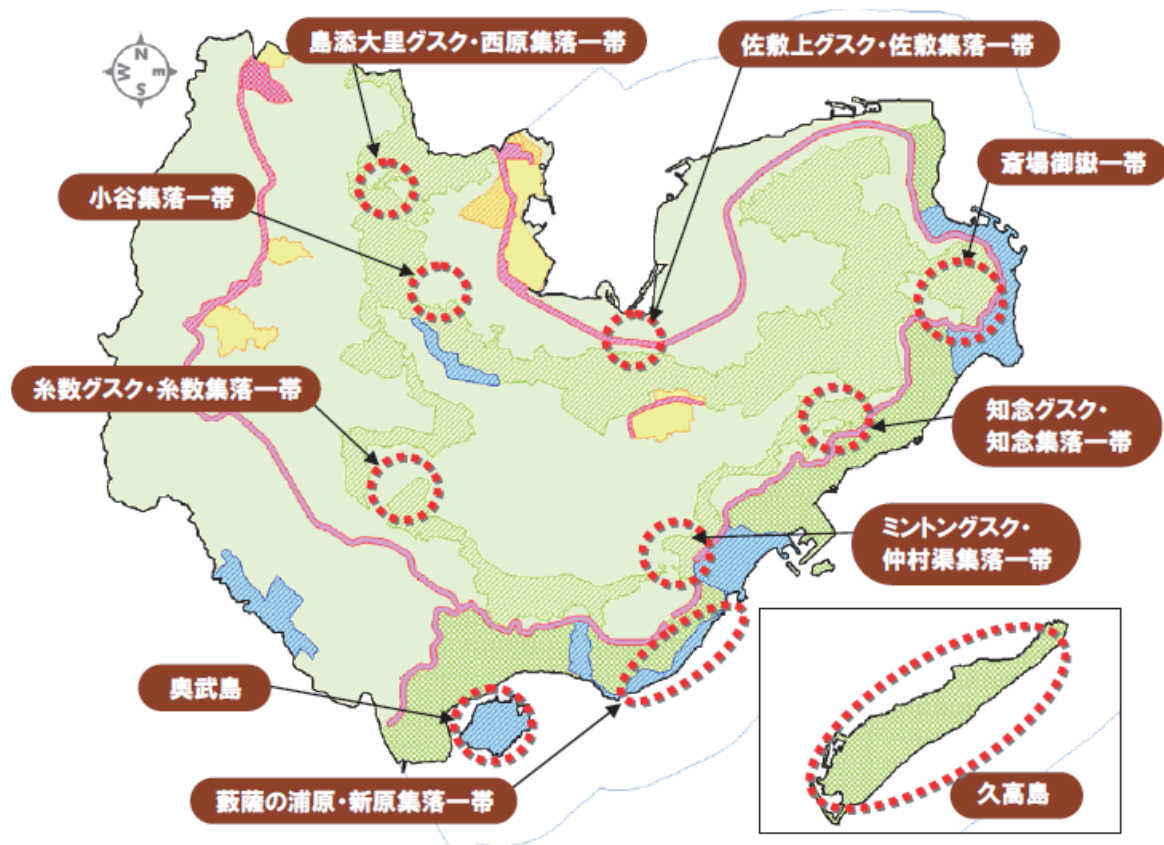
南城市は平成21年4月1日に景観法に基づく景観行政団体となっており、本計画は景観法第8条第1項に基づき作成されるものであり、10年を目処に定期的な見直しを行うものである。

計画の対象地域は、市全域を対象としており、海を含めた景観の捉え方もできることから周辺海域も対象区域に含めている。また景観の地域区分として特に良好な景観形成を推進すべき地区については、『景観まちづくり重点地区（「重点地区」）』として設定している。

重点地区の候補地選定条件

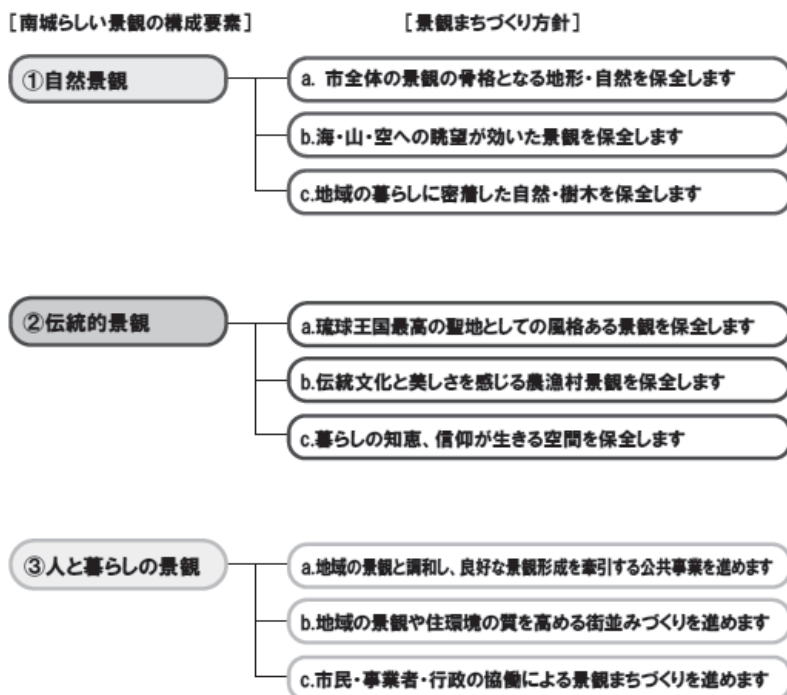
区分	選定条件
景観の質	●基調な歴史・文化的資源や自然資源が集積する地区 ●優れた視点場(眺望スポット)のある地区 ●地域の生活や生業の理解のため欠くことのできない取組みがある地区
市民等の意識	●多くの市民等に注目され、親しまれている地区 ●地域住民等による能動的な景観まちづくりの取組みがある地区
まちづくり上の役割	●都市計画マスタープラン等のまちづくりに係る上位・関連計画において、重点的な位置付けがなされている地区 ●モデル的に景観まちづくりを展開することで、他地区を先導し、集客・交流等にも大きな役割を果たすことが期待できる地区

重点地区の候補地



本市の景観について最も特筆すべきは、自然環境や歴史・文化資源、さらには現代の人との暮らしの空間がすぐ間近に存在しているということであり、これらが組み合わさって創りだされる独特な景観や、相互の密接なつながりを感じることができる景観こそ、南城らしさを強くあらわしていると位置付けている。こうした背景から、基本目標（将来像）「暮らしのなかで自然・歴史・文化が薫り、人々に癒しと感動をもたらす美しい景観のまち 南城」とし、市全体のまちづくり方針と地域別のまちづくり方針を定めている。

市全体の景観まちづくり方針



また、本市特有の自然的・歴史的な成り立ちにも即した優れた景観資源については、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定することにより、その景観を保全し、観光・交流に活用していくものとしている。

「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定の方針

景観重要建造物	● 琉球王朝最高の聖地としての歴史を伝える建造物 ● 地域の自然、生活、歴史・文化等の特性が外観によく現れ、地域の景観形成に良好な影響を与えている建造物 ● 街なかや公共施設周辺など、市民や観光客が多く集まる場所にあつて、地域の景観形成に良好な影響を与えている建造物 ● 市民に愛され親しまれている建造物
景観重要樹木	● 琉球王朝最高の聖地としての歴史を伝える空間を構成する樹木 ● 地域の自然、生活、歴史・文化等の特性が外観によく現れ、地域の景観形成に良好な影響を与えている樹木 ● 街なかや公共施設周辺など、市民や観光客が多く集まる場所にあつて、地域の景観形成に良好な影響を与えている樹木 ● 市民に愛され親しまれている樹木

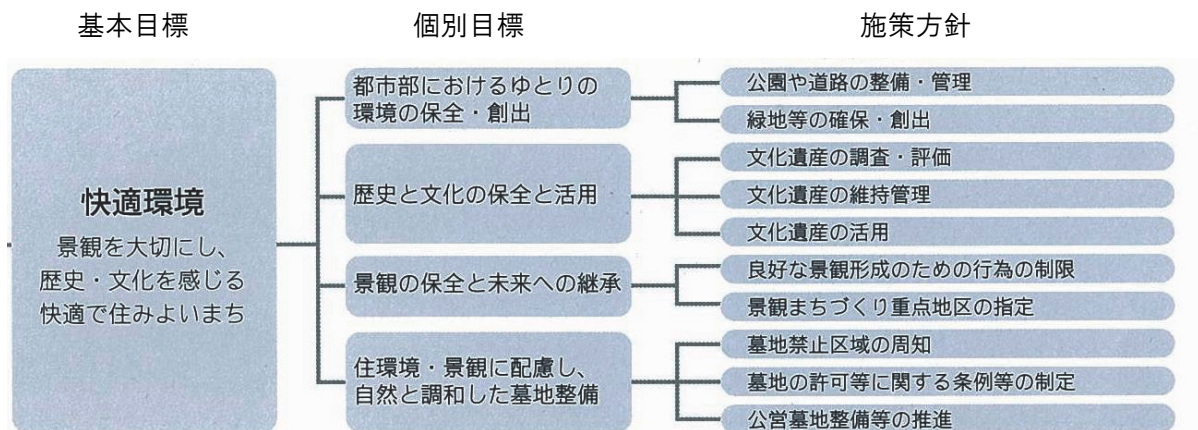
(4)南城市環境基本計画(平成24年7月)

南城市では、平成23年12月に本市における良好な環境の確保を目的に、環境の保全及び創造に関する基本理念を定めた「南城市環境基本条例」を制定している。本計画は、この環境基本条例に掲げる基本理念の具体化をめざし、環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的な方向性を示したものである。

計画の対象期間は平成33年度を目標年次とし、平成24年度から33年度までの10年間に設定している。市の環境像としては「海と緑と光あふれ、持続可能な社会を実現する南城市」と設定し、「生活環境」、「快適環境」、「自然環境」、「地球環境」、「環境保全活動」の5つの分野において、個別目標や施策方針を整理している。

特に歴史・文化に関しては「快適環境」に位置付けられており、「景観を大切にし、歴史・文化を感じる快適で住みよいまち」という基本目標が掲げられている。

環境施策の体系(抜粋)



また、各主体が日常生活や事業活動を営む上で、どのように環境に配慮し行動していくか、環境負荷を低減するための行動指針として示している。

環境行動指針(抜粋)

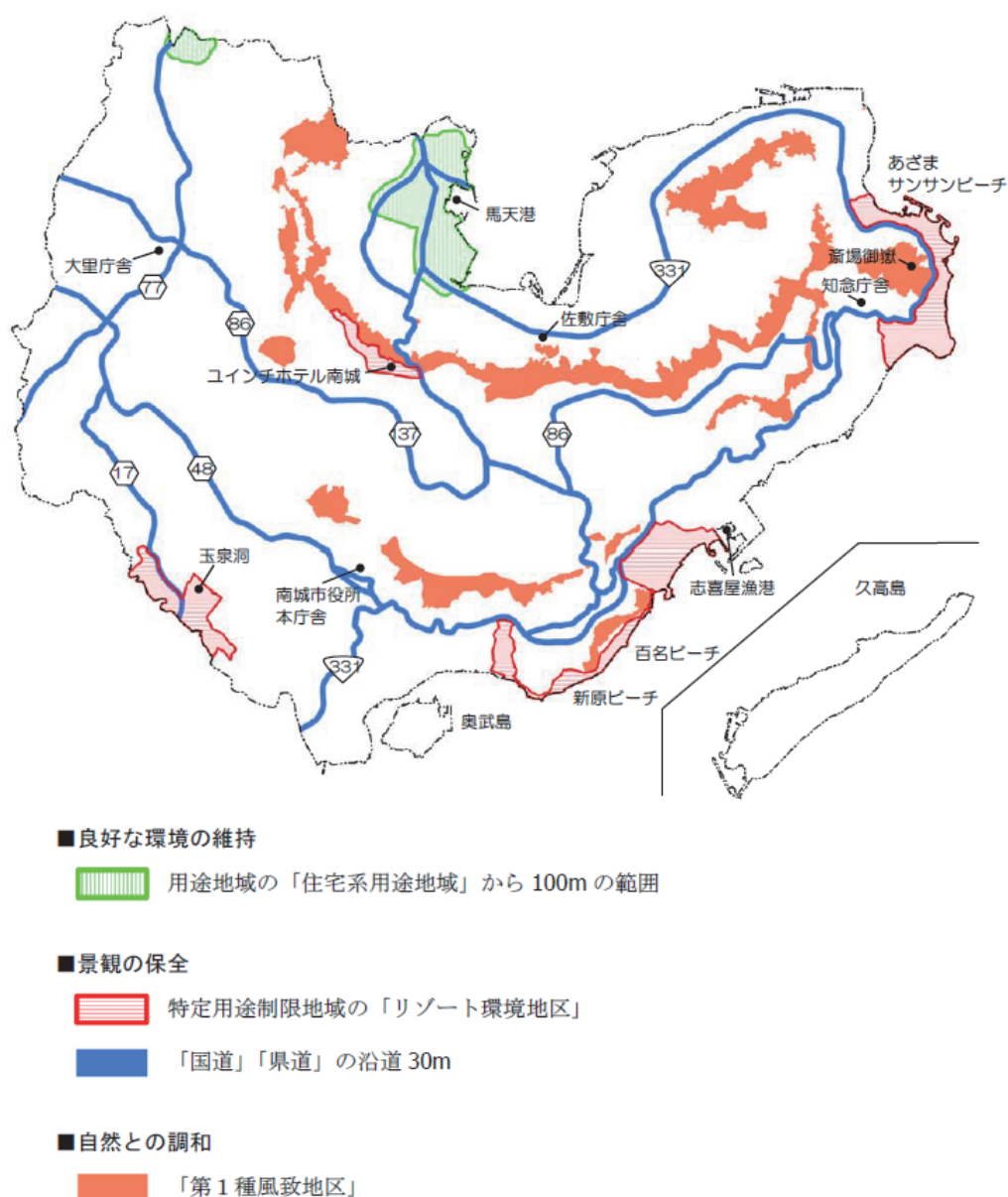
項目	市民等	事業者
公園・道路・緑地等	・地域で公園や道路を管理する体制を整えましょう。 ・家庭内で緑を増やしましょう。	・地域の市民と連携し、公園や道路を管理する体制に協力しましょう。 ・事業所の敷地内で緑を増やしましょう。
歴史文化	・文化遺産を知り、体験する機会を持ち、文化遺産に対する理解を深めましょう。	・文化遺産の保存や調査に協力しましょう。
景観	・建築物の新築・増改築等を行う際、届出対象の場合は、周囲と調和のとれた建築物にしましょう。	・建築物の新築・増改築等を行う際、届出対象の場合は、周囲と調和のとれた建築物にしましょう。
墓地	・墓地の適正な維持管理に努めましょう。	・墓地造成においては、環境に配慮しましょう。

(5)南城市墓地基本計画(平成22年3月)

墓地経営の許可権者は、平成21年4月1日より沖縄県から本市に移譲された。このような状況を踏まえ、快適な住環境の維持と適切な墓地用地の確保を図り、また本市が墓地の許可業務を行うための指針として、本計画は策定された。本計画では、墓地整備の基本方針として、墓地禁止区域の設定、条例づくりの考え方、公営墓地整備の方向性などが示されている。

墓地禁止区域については、a.良好な環境の維持（用途地域のうち、「住宅系用途地域」から100mの範囲」と、「人家（住宅）等から100mの範囲」への禁止）、b. 景観の保全（特定用途制限地域の「リゾート環境地区」と「国道」、「県道」の沿道30mの範囲への禁止）、c. 自然との調和（「第1種風致地区」の範囲への禁止）が方針として設定されている。

墓地禁止区域



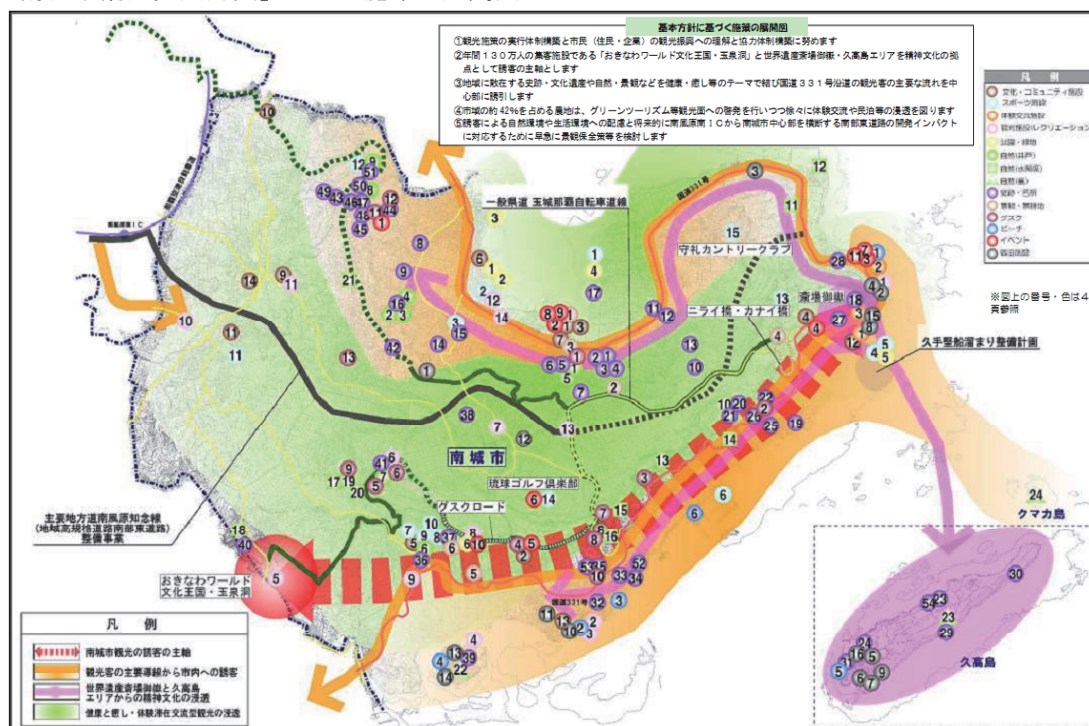
(6)南城市観光振興計画(平成20年3月)

「南城市観光振興計画」は平成19年度に策定された。当計画では「沖縄最高の精神文化の聖地であることの誇りと自然、様々な歴史・文化遺産を将来へ継承していく」ことを前提に、「自然・歴史・文化が織り成すハーモニー～こころとからだの健康・癒し なんじょう～」を基本理念として掲げている。

この前提及び基本理念を受け、計画では6つの基本方針を設定している。本方針では、豊かな自然、様々な歴史・文化遺産などを南城市観光の強みとし、これらを保存継承していくために、景観法による景観計画等の保全策や聖地等への立入制限等の規制を含めて検討し取り組んでいくとしている。また、本計画においては参考資料として「エリア別施策の展開方針(案)」を示しており、10のテーマ別エリアを挙げている。設定されたエリアの中には、「尚巴志の歴史エリア」「アマミキヨ伝説エリア」「東御廻り+琉球七御嶽エリア」「南城市グスク廻りエリア」「史跡・伝統文化エリア(南城市全域)」などがあり、南城市観光にとって歴史文化資源は重要なものと位置付けられている。

南城市観光振興計画(平成 20～29 年)	
基本理念	自然・歴史・文化が織りなすハーモニー ～こころとからだの健康・癒し なんじょう～
基本方針	(1)南城市の強みを活かす南城ブランドの確立 (2)観光振興策の着実な実行とその体制づくり (3)自然・文化・歴史の活用と保存と継承 (4)様々な立場の人々の連携と協力 (5)みんなで地域を愛する心を育む (6)全ての人々が楽しめる「おもてなしの観光地」づくり

「南城市観光振興計画」における施策の展開図



(7)いきいき南城しあわせプラン～南城市地域福祉計画・南城市地域福祉活動計画～(平成22年3月)

地域福祉計画は南城市総合計画に定められた福祉の基本的な方向性を示す計画であり、地域福祉活動計画は、地域福祉計画が示す個別施策に基づき、市民や関係団体等の具体的な活動内容、H支援施策のあり方を示すものとして社会福祉協議会が策定するものである。「いきいき南城しあわせプラン」は、両計画の相互連携や整合性を保つ必要性から、一体的に策定されたものである。

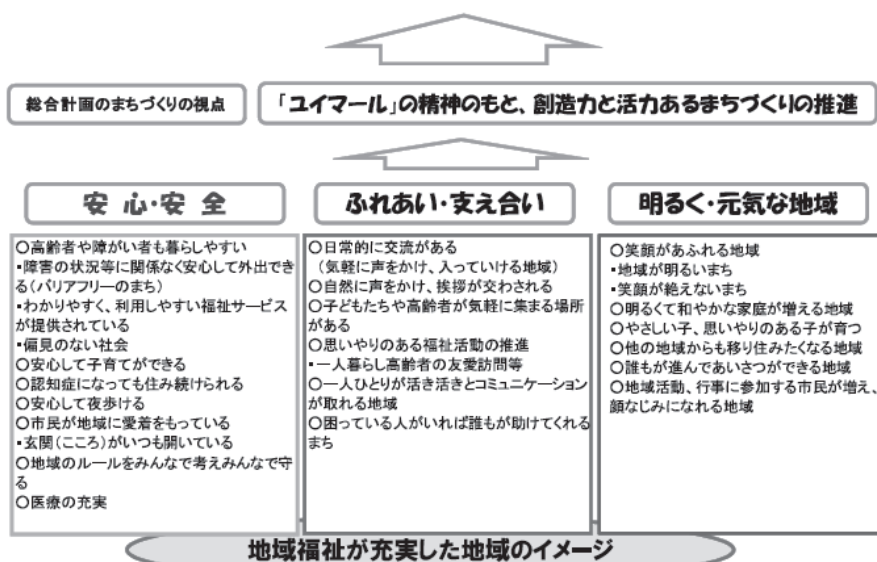
本計画は、平成22年度から26年度までの5ヶ年計画を計画期間とし、将来像を「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」としている。

市民が思い描く地域福祉が充実したまちのイメージは、地域に愛着を持ち、元気な笑顔でその人らしく暮らせる地域をすべての市民が一緒になって創りあげる「ユイマールのまちづくり」に集約されるものと位置付け、4つの基本目標にそって施策が体系化されている。

いきいき南城しあわせプランの将来像の考え方

■将来像

「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」



基本目標と施策の体系

基本目標1 福祉意識の高揚と人材育成の仕組みづくり

1-1 福祉文化の意識を高める 1-2 地域福祉を担う人材を育てる 1-3「ユイマール」の地域をつくる

基本目標2 市民全体の支え合いを促す仕組みづくり

2-1 地域の支え合いのネットワークをつくる 2-2 地域資源と福祉活動との連携

基本目標3 総合的にサービスを提供する仕組みづくり

3-1 地域福祉の基盤をつくる 3-2 サービスの質の向上と適正利用の推進

基本目標4 安心・安全な生活環境の仕組みづくり

4-1 市民の健康の保持・増進 4-2 ひとにやさしいまちづくりの推進 4-3 安心・安全のまちづくり

(8)なんじょう子どもプラン～南城市次世代育成支援対策行動計画後期計画～(平成22年3月)

本計画は、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画であり、南城市の子どもたちの心身ともに健やかな成長と健全育成を図るといった「子育て」と、子どもを安心して育てる「子育て」を支援する環境づくりを推進するための施策を示し、実行することを目的としている。

平成19年3月に前期計画が策定されており、「①次代を担う全ての子どもの幸福と最大限の利益の尊重」、「②地域全体の協働による子どもを生み育てやすい環境の実現」、「③男女が協力して子育てができる社会づくりの促進」の3つを基本理念に掲げ、保育や母子保健をはじめする対策が推進されてきた。後期計画は、平成22年度から26年度までの5年計画を計画期間に位置付け、前期計画の継続や改善が検討されている。

後期計画の基本理念は前期計画と同様である。計画のうち、地域活動や歴史文化に関連することとして、「(5) 子どもたちの活動の充実」を施策の方向性として位置付けており、行政と関係機関、地域が連携し、子育て家庭と子どもの育ちを地域全体で応援するネットワーク体制の構築を目指している。

施策の方向性と具体的施策

(5)子どもたちの活動の充実

- ア. 南城っ子チャレンジ隊の推進
- イ. 久高島留学センターの活用促進
- ウ. 中学生ボランティア研修会の推進
- エ. ボランティア活動協力校の指定
- オ. 地域間交流事業の推進
- カ. 田園空間活用事業の推進
- キ. 児童三線教室の推進
- ク. コミュニティ文化形成事業の推進
- ケ. 子ども文化教育育成事業の推進
- コ. 学校芸術文化支援事業の充実
- サ. 芸術芸能鑑賞事業の推進
- シ. 子ども向け文化財等の社会教育の水H新
- ス. 子どもまつりの推進
- セ. クリーン活動事業の推進
- ソ. チャレンジデーの推進
- タ. 東御廻り(アガリウマリー)国際ジョイアスロンの推進
- チ. 南城市まつりの推進
- ツ. 少年野球大会の推進
- テ. 地域型スポーツクラブの推進

2-3. 文化財関連調査・計画の整理

(1)南城市歴史文化基本構想・保存活用計画(平成23年3月)

本計画は、文化庁における「文化財総合的把握モデル事業」(全国20件)において作成されたものである。これまでの保護を中心とした文化財行政への課題をふまえ、文化遺産を単に保存するためだけでなく、まちづくりや景観形成、市民活動、観光誘客などに文化遺産を活用のための取組を行うための今後10年間にわたるマスタープランとして位置付けられる。

基本構想では、地域の文化遺産をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用することをめざしており、南城市の歴史文化のキーワードを「琉球発祥の地・南城」、歴史文化まちづくりコンセプトを「緑・グスク・人 琉球発祥を感じる歴史文化のまち」として掲げ、特に文化遺産の集積が多い地域13箇所を「保存活用区域」として設定している。

歴史文化のキーワードにおいては、尚巴志が活躍した「統一王朝のはじまり」の物語が、南城市の歴史文化を形成する大きな柱として提示されているほか、そこから導かれる関連文化財群として、「尚巴志と下の世の主」、「第一尚氏の光と影」といったテーマが提示されている。

歴史文化のキーワード



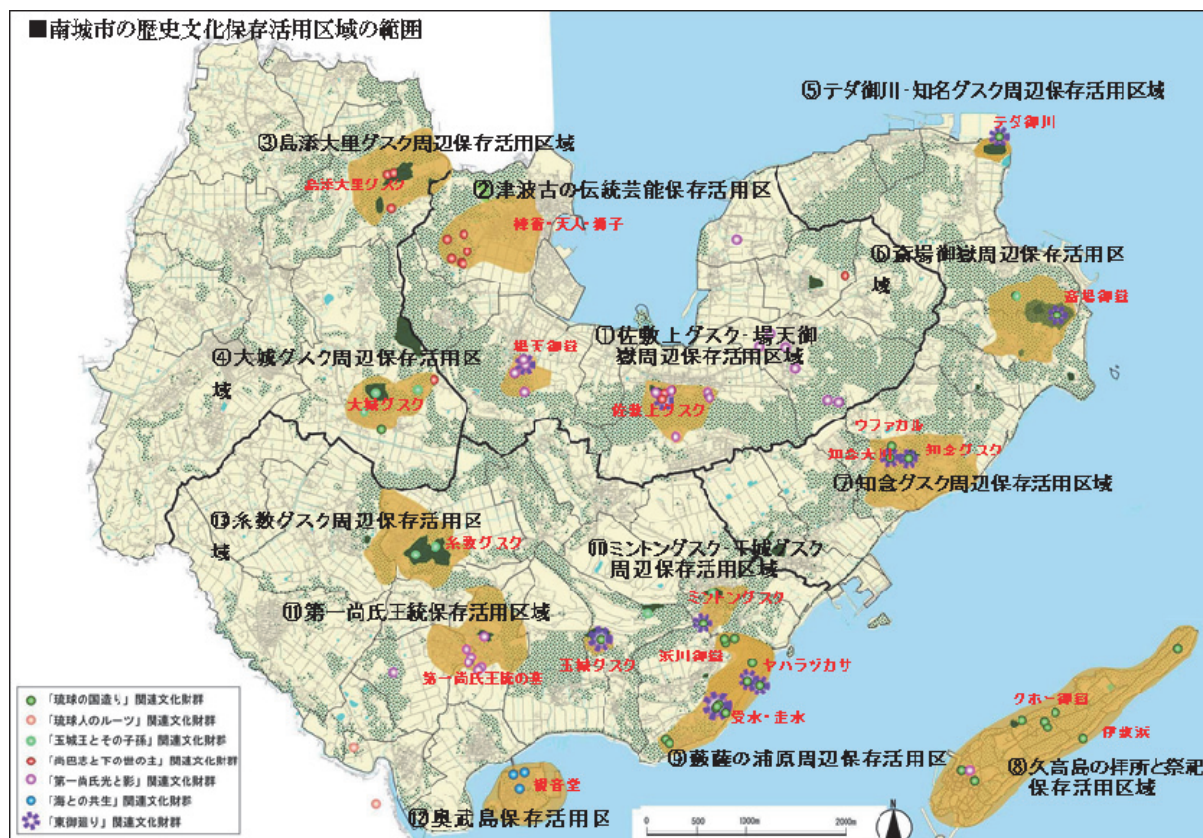
関連文化財群の分布



保存活用計画では、基本構想をふまえて、文化遺産の保存・活用に関する具体的な方策を位置づけるとともに、13の保存活用区域の一部を先行区域として、個々の文化遺産の維持管理、整備、活用等の方向性を示している。

本構想・計画によって期待される効果には、多様な文化遺産の価値の顕在化による適切な保存・活用、文化遺産を核とした地域の魅力の増進、本市の文化施政や市民の文化生活の向上、地域との連携協力の推進、他の行政分野との連携の促進などが位置付けられている。

歴史文化保存活用区域の範囲



(2)佐敷グスク及び周辺整備基本構想(佐敷町 平成9年3月)・佐敷グスク及び周辺整備基本計画(佐敷町 平成10年3月)

佐敷グスクは尚巴志の居城であり、三山統一にむけて第一歩を踏み出した拠点である。本計画は「佐敷町全町植物園化構想」を受け、佐敷グスク一帯を歴史・文化拠点と位置付け、周囲の自然環境と共に保全活用を図ることを目的に策定された一連の計画である。歴史と文化財の拠点地区として佐敷グスクと周辺を整備し、これを取りまく自然環境の保全活用を図ることに重点が置かれている。

佐敷上グスクは、平成25年6月の国指定史跡に向け、意見具申中である。

■第一尚氏歴史の道構想

全町植物園化構想を具体化する上で、佐敷グスクを中心に関連する文化財と歴史的環境をネットワークさせた「第一尚氏の歴史の道構想」として位置づけている。

■佐敷グスク整備構想

「佐敷グスク整備構想」は、「佐敷グスクを中心とした歴史文化財これを取りまく緑の環境の保全活用」に重点を置いた計画として、5つのゾーンで構成している。

整備対象区域は11.7haと規模が大きいため、当該計画では佐敷グスクやタキノゾーンの一部からなる地区を第Ⅰ期(6.8ha)とし、苗代大比屋ゾーンを第Ⅱ期(3.5ha)、ようどれ、シチャダイバンタ、資料館地区を第Ⅲ期(1.4ha)と段階的に事業化を図ることが位置づけられている。

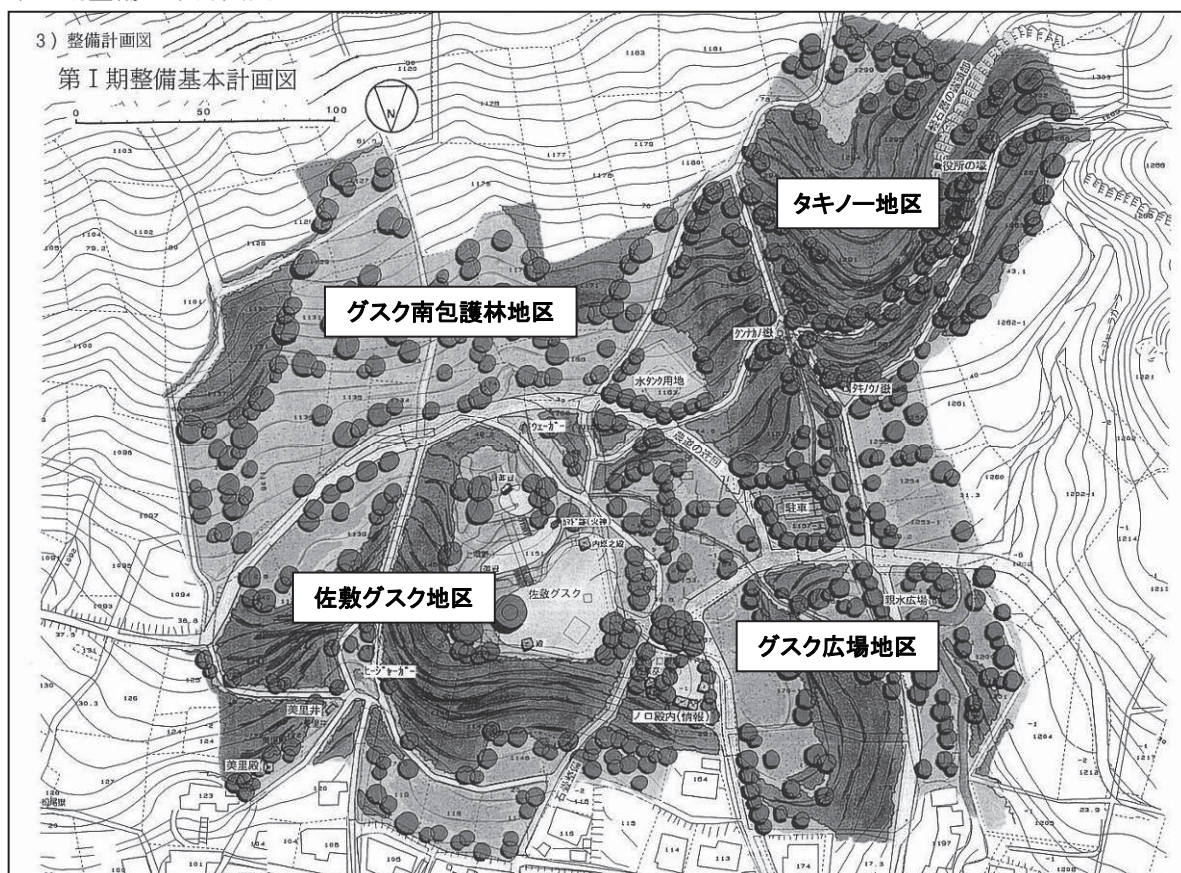
佐敷グスク整備基本計画・整備計画図



■整備基本計画

第Ⅰ期整備計画図及び整備の方針は以下の通りである。

第Ⅰ期整備基本計画図



整備方針

区域	方針
①佐敷グスク地区	・往時のグスクとウェーガーの関係を修復するため現況の農道を南に迂回させる。また、既存宅地の部分は戦前の状況を回復する。 ・美里井からグスクにかけて堀切の存在が推測されるため、パッションフルーツの計画予定地の見直しを行う。 ・ノロ屋敷跡や火神一帯はグスクと関連して発掘をすすめる。利用案内、情報案内の場として位置づける。 ・県の史跡として位置づけられた後は、戦後の建造物・樹木等の移植撤去によって歴史的風致の回復を図る。
②グスク南包護林地区	・南側斜面は、造林によってグスク南側を包護する樹林地区とする。 ・給水タンクの整備は、グスクの雰囲気や阻害しないように地下埋設や植栽緑化を施すことを考慮する。 ・駐車場は景観を阻害せず、かつ利用しやすい地区西端の農道沿いに配置し、植栽等を施す。
③タキノー地区	・当地区は保全緑地として余り手を付けず、御嶽や壕等を巡る散策路程度の整備とし、タキノーの頂部は雑木を伐採して眺望を楽しめる場所とする。
④グスク広場地区	・地区東側の平場は、展望を活かした芝生広場として整備する。 ・地区西側で合流する三本の水系は、可能な限り自然形態に戻した緑豊かな親水空間として整備する。

2-4. 南城市の主な地域づくり活動

(1) 主な活動団体

南城市の地域活動団体は、旧町村時代から継承しているもの、合併後に新たに活動がはじまったものなど様々である。そのうち平成22年から開校されたなんじょう市民大学は、市民リーダーに必要な知識やノウハウを習得し、その後のまちづくり活動へ関わるための人材を育成している。

南城市の主な団体

団体名	活動内容
なんじょう市民大学	「日本一元気で魅力あるまちづくり」を実現させるため、その担い手となる人材の育成を目指し、平成22年度に南城市によって開校。同市民大学の運営は、市民の多様性を尊重し個性を活かしながら、市民一人ひとりに何ができるのかを考え、一つでもできることを実行するための、『市民がつくる市民のための大学』を目指している。2年間の受講期間中における各講座をとおして、南城市の現状や課題、さらに未来展望などについて多様な角度から学び、市民リーダーに必要な知識やノウハウを習得しながら、自身の生きがいや人と人とのつながりの大切さを再発見し、その思いがまちづくりに活かされることを目指している。市民大学の講座を履修した受講生は、本市民大学の修了証が交付され、修了生は、本市の有能な人材として登録を行い、南城市内で行われるまちづくり活動へ積極的に関わることになる。平成24年4月に「なんじょう地域デザインセンター」が開設しており、現在は市と共同運営を行っている。
なんじょう地域デザインセンター（ナンセン）	平成24年4月に南城市と協働で設立され、市民により運営されている任意団体。その役割は、1)協働の場の創出、2)なんじょう市民大学との連携による地域の人材の活用、3)市民主導のプロジェクト支援、4)総合計画見直し、自治基本条例策定の市民の意見の抽出がある。
南城市ガイド アマミキヨ 浪漫の会	南城市観光協会による講座修了者によって、平成24年に組織された市の案内ガイド。
南城市青年連合会	市内の各青年会のネットワーク組織。青年芸能フェスタ in 南城を自主運営するほか、ビーチクリーン活動や地域のイベントの裏方をつとめる。

(2) 地域主体・参加イベント

南城市は、旧4町村時代から継続しているイベントを含め、多くのイベントが開催されている。そのなかで、「半島芸術祭in南城」や「憩いのオープンガーデン」等は、市内の工房や個人宅等を会場として解放した市民参加型のイベントである。

また、平成24年度の南城まつりでは、聞得大君の就任儀礼「御新下り行列」の一部を再現し、市民100人が参加した。

市民団体等によるイベント(例)

団体名	活動内容
半島芸術祭in南城	南城市の豊かな自然と環境を活用し、芸術文化を通した「人と芸術の息づくまち」づくりを目標に、地域の人々や南城市を訪れる人々との交流の輪を広げることにより活力と潤いのある地域の形成を目指すイベント。市民有志によって実行委員会が運営されている。各催しはテーマを設けたイベントや交流会などで、実行委員会が中心となって企画・運営するメイン会場と出展参加者が自ら主催者

団体名	活動内容
	として企画・運営するコア会場（工房、ギャラリー、喫茶店、個人宅等）に大別される。
南城市「憩いのオープンガーデン」	毎年春と秋に開催され、個人のお庭を開放し見学することができるイベント（南城市観光協会主催）。開催期間は約1週間で、地図付パスポート（300円）を購入して、市内の個性的な庭をまわることができる。
ゆんたく庭	不定期開催するイベント。自然と人にやさしい商品が並ぶ手づくり市場や体験メニューで、家族や地域の人たちとゆんたくしながらのんびり過ごす。これまで地域の古民家やグスクなどでも開催。
御新下りによる市民100人行列	平成24年の南城市まつりで開催された、聞得大君の就任儀礼の一部を再現した行列。市民100名が参加した。

（3）芸術活動（舞台公演等）

伝統芸能や演劇、音楽等の舞台芸術を中心とした芸術活動については、シュガーホールが市の拠点施設となっている。ここでは演奏会などの開催以外にも、ワークショップの開催も行われている。また、尚巴志をテーマとした現代版組踊を取り組みが県内中高校生によって行われ、南城市内の生徒も多く参加した。

文化芸術活動（例）

団体名	活動内容
シュガーホールを利用した活動	シュガーホールは本格的な音楽専用ホールとコミュニティ供用施設を有する複合施設である。ジュニアコーラス、おきでんシュガーホール新人演奏会をはじめ、様々な演奏会が開催されている。また、「南城市芸能公演」における組踊ワークショップの開催、ミュージカル（わらび座「おもいでぼろぼろ」）の開演に伴うワークショップも実施され、舞台公演だけでなく、地域の住民がプロの芸術活動に触れる機会を設けている。
現代版組踊 翔べ！尚巴志	現代版組踊「肝高の阿麻和利」の演出家・平田大ーによる脚本・演出の舞台。出演は沖縄県内の中高生で、南城市内の生徒も参加した。舞台づくりを通して子供たちの心の教育となることを目的に実施している。平成20年初演。

